

鹿屋市障害者相談員設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市障害者相談員設置要綱（平成21年鹿屋市告示第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市障がい者相談員設置要綱

第1条中「身体障害者及び知的障害者（以下「障害者」という。）」を「身体障がい者及び知的障がい者（以下「障がい者」という。）」に、「障害者地域活動」を「障がい者地域活動」に、「障害者」を「障がい者」に、「身体障害者相談員及び知的障害者相談員」を「身体障がい者及び知的障がい者」に改める。

第3条中「障害者」を「障がい者」に、「身体障害者相談員」を「身体障がい者相談員」に、「身体障害者」を「身体障がい者」に、「知的障害者相談員」を「知的障がい者相談員」に、「知的障害者」を「知的障がい者」に改める。

第6条第1項第1号から第4号までの規定中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第2項中「障害者相談員業務報告書」を「障がい者相談員業務報告書」に改め、同条第3項及び第4項中「障害者相談員証」を「障がい者相談員証」に改める。

別記第1号様式中「障害者相談員」を「障がい者相談員」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

（表）

障がい者相談員証		第 号
身 体		
次の者は、	障がい者相談員であることを証明する。	
知 的		
住 所 :		
氏 名 :		
生年月日 :	年 月 日	
	年 月 日交付	
鹿屋市長		回

（裏）

鹿屋市障がい者相談員設置要綱（抜粋）
第1条 身体障がい者及び知的障がい者（以下「障がい者」という。）の更生援護の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、障がい者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力及び障がい者の福祉の増進に資することを目的として、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員（以下「相談員」という。）を設置する。
第7条 相談員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
注 意
1 本証は、年 月 日まで有効とする。
2 本証は、有効期限が経過したとき、不要になったとき、市長により解任されたとき、その他相談員ではなくなったときは、速やかに市長に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。